

## 大口町災害見舞金支給要綱

大口町災害見舞金支給要綱（昭和55年大口町要綱第2号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、火災、風水害、地震等（以下「災害」という。）により被害を受けた世帯に対し支給する災害見舞金に関し、必要な事項を定めるものとする。

（支給要件及び支給額）

第2条 町長は、町内に住所を有する者が、自己の居住の用に供する住宅が災害を受け、日常生活に著しく支障をきたした世帯に対し、次のとおり災害見舞金を支給する。

- (1) 災害により、住居が全焼、全壊又は流出した世帯 10万円
- (2) 災害により、住居が半焼、半壊又は床上浸水した世帯 5万円

（その他必要事項）

第3条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則（平成12年9月29日大口町告示第130号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成12年9月11日から適用する。